

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和 8 年 2 月 27 日

郡山市堤下町1番2号
公益財団法人郡山市文化・学び振興公社
代表理事 浜 津 佳 秀

第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 業務委託名 令和8年度郡山市民文化センター(通年)設備運転管理及び定期点検業務
- 2 施行場所 郡山市堤下町1番2号 郡山市民文化センター
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務概要 郡山市民文化センターの設備運転管理及び定期点検業務一式
 - (1) 設備運転業務(空気環境測定含む)
 - (2) 空調計装保守業務
 - (3) 給排水水槽清掃業務
 - (4) エアコンディショナー定期点検業務(フロン排出抑制法)
 - (5) 消防用設備等点検業務
 - (6) 特殊建築物定期点検(建築設備・防火設備)業務
- 5 支払条件 (1) 前項第1号の業務については毎月均等払い(毎月末の一部完了後、12回)
(2) 前項第2号から第5号までの業務については年2回払い(支払予定月は10月と翌年4月)
- 6 最低制限価格 本業務委託は、最低制限価格を設定する。

第2 入札執行の場所及び日時

- 1 場 所 郡山市民文化センター(郡山市堤下町1番2号)4階 第1会議室
 - 2 日 時 令和8年3月26日(木) 午前10時30分
- ※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

本業務委託の入札に参加することができる者の資格は、次の各項に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和7・8年度の次に掲げるすべての業務において、郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱(平成8年3月18日制定)に基づく認定を受け、建築物等維持管理業務委託入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
 - (1) 冷暖房設備運転監視
 - (2) 冷暖房設備保守点検
 - (3) 貯水槽清掃
 - (4) 室内環境測定
 - (5) 消防設備保守点検
- 3 郡山市建築物等維持管理業務委託に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手

続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 過去10年以内に、1契約で契約金額が年額1,000万円以上の同種、同等の業務を元請として施行した実績のある者であること。
- 7 郡山市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- 8 本業務「設備運転業務」においては、次に掲げる資格を有する技術者を専任で常駐させることができる者であること。ただし、一人の技術者がこれらを重複して所有することを妨げない。
 - (1) 建築物環境衛生管理技術者
 - (2) 電気工事士（2種以上）
 - (3) ボイラー技士（2級以上）
 - (4) 危険物取扱者（乙種4類）
 - (5) 消防設備点検資格者（1種及び2種）
 - (6) 冷凍機械責任者（第3種以上）
- 9 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合の構成員にあっては、加盟する事業協同組合が本業務委託の入札に参加していないこと。

第4 入札参加の申込み

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、本業務委託に係る設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の内容を確認した後、入札参加申請書とともに、入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。
- 2 申請書等の提出
 - (1) 提出期限 令和8年3月12日（木）午後5時15分（必着）
 - (2) 提出場所 〒963-8878 郡山市堤下町1番2号 郡山市民文化センター（郡山市民文化センター1階事務室 管理課）
 - (3) 提出方法 持参又は送付による。（入札参加希望者の費用負担による。）
 - ※持参の場合は、郡山市民文化センターの休館日（3月2日及び3月9日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。
 - ※送付の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。
 - (4) 入札参加希望者は、郵便事故等により、申請書等が提出場所及び提出期限内に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- 3 確認結果の通知
入札参加資格の確認は、前項に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書により令和8年3月19日（木）までに通知する。
- 4 入札参加資格の喪失
前項の規定により入札参加資格を有することとされた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札の日までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。
 - (1) 本公告第3の各項に規定する要件に該当しないこととなったとき。
 - (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
 - (3) その他本公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

第5 申請書等の各様式及び設計図書等の配布方法

入札参加希望者に対する申請書等の各様式及び設計図書等の写しの配布は、電子メールの送付にて対応するため、配布を希望する者は、郡山市民文化センター宛に電子メール（件名は「設備運転管理仕様書等送付希望」とし、本文に会社名、担当者氏名、電話番号を記載すること。）を送付するとともに、到達確認の電話連絡を行うこと。なお、郵送、ファクシミリ等による配布は行わない。

郡山市民文化センターメールアドレス kc-center@bunka-manabi.or.jp

到達確認の電話番号 024-934-2288（郡山市民文化センター）

第6 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を令和8年3月5日(木)午後5時まで上記郡山市民文化センターメールアドレスまで電子メールで提出するとともに、上記電話番号まで到達確認の電話連絡を行うこと。
- 2 質問に対する回答は、令和8年3月10日(火)までに質問者に回答するとともに、設計図書等回答書の写しを郡山市民文化センターウェブサイトに掲載するものとする。

第7 入札保証金

免除とする。

なお、落札者が契約を締結しない場合（本公告第12第2項に掲げる場合を除く。）は、免除した入札保証金（入札金額の5%）と同額の金額を当公社に納付すること。

第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第9 入札の中止等

本業務委託に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

- 1 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のしたもの
 - (2) 記名押印を欠くもの
 - (3) 金額を訂正したもの
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明なもの
 - (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 一人で2通以上提出したもの
 - (7) 入札条件に違反したもの
 - (8) 明らかに連合したもの
 - (9) 初度の入札書と委託料内訳書の金額が異なるもの
 - (10) 初度の入札に参加しなかった者のした再度のもの
- 2 本公告第4第3項により入札参加資格確認通知書を受けた者であっても、この公告に示した入札に参加する者に必要な資格要件のいずれかを満たさなくなった者及び虚偽の申請を行った者の入札

並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 3 落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約とする。

第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、当社は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第13 契約保証金

免除とする。

第14 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、業務委託名及び施行場所を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 初度の入札に際しては、入札書記載金額の根拠となる委託料内訳書を提出しなければならない。委託料内訳書の提出がない場合は、入札に参加できないものとする。
- 4 その他必要な事項は、当社が準ずる郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び業務委託入札参加者心得による。

第15 その他

- 1 この制限付一般競争入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加希望者及び入札者の負担とする。
- 2 本業務委託は郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第2条第1号に規定する「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と市が締結する公の施設の管理に関する協定」に係る業務の一部について再委託するものであり、本件の受託者は、同条例第2条第5号アに規定する「市以外の者から公契約に係る業務の一部について受託する者」に該当することから、同条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 3 入札参加希望者及び入札者は、入札後に、本公告及び設計図書等の内容について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。
- 4 その他不明な点については、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社 郡山市民文化センター管理課（電話024-934-2288）まで問い合わせること。